

〇いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例

平成26年3月28日

条例第12号

いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例をここに公布する。

いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 静岡県いじめ問題対策連絡協議会(第2条—第9条)
- 第3章 静岡県いじめ問題対策本部(第10条—第15条)
- 第4章 雑則(第16条)
- 附則
- 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るとともに、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)に基づき静岡県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に設置する附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 静岡県いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、教育委員会に静岡県いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等に関する事項について調査審議し、及び当該事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、法第14条第1項の関係者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(服務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第3章 静岡県いじめ問題対策本部

(設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に静岡県いじめ問題対策本部(以下「対策本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第11条 対策本部は、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための調査研究等を行う。

(組織)

第12条 対策本部は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第13条 委員は、弁護士及び精神保健に関して学識経験を有する医師その他の学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(本部長及び副本部長)

第14条 対策本部に、本部長及び副本部長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 本部長は、対策本部の事務を総理し、対策本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(準用)

第15条 第6条、第7条及び第9条の規定は、対策本部に準用する。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、協議会及び対策本部の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。